

当座預金口座取引規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
第2条 預入および払戻等 1. 預金者は、口座間の振替による預入を、当行のいずれの国内支店においても行うことができるものとします。ただし当行は、現金、<u>トラベラーズチェック</u>、小切手等による預入については、当該業務を取扱う国内支店においてのみ取扱います。また、当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードによる預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」にしたがうものとします。 2～8 (略)	第2条 預入および払戻等 1. 預金者は、口座間の振替による預入を、当行のいずれの国内支店においても行うことができるものとします。ただし当行は、現金、小切手等による預入については、当該業務を取扱う国内支店においてのみ取扱います。<u>なお、国内の他の金融機関を支払人および支払場所とする小切手は預入れることができません。</u>また、当行と預入業務について提携している金融機関の自動機より行うキャッシュカードによる預入については、別途定める「SMBC 信託銀行バンキングカード規定」にしたがうものとします。 2～8 (略)

株式会社 SMBC 信託銀行

規改 03(日) 2609